

第5期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備計画について

(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

介護保険法第78条の13第1項の公募指定の規定(市長が期間と区域を定める)に基づく公募による事業者指定を行うものとし、次のとおり期間と区域を定め、3事業所(1法人1事業所)を募集する。

期間 平成24年4月1日から平成30年3月31日まで6年間
区域 堺市全域

(2)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

第4期計画で整備した堺区及び西区を除く4圏域(中区、東・美原区、南区、北区)に、それぞれ1施設(29床)ずつ、公募による整備を行う。

(3)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

グループホームの新設については、施設の地域偏在を解消する視点から、施設の少ない圏域を中心に144床を公募により整備を行う。

そのうち、増床については、18床未満の既設グループホームを対象に公募する(増床後、18床以下)。

(4)今後の予定

24年 4月 「広報さかい」に公募により募集を行う旨、掲載
5月末 市ホームページ上で募集